明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（一二）　二

〔政　令〕
○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（一六四）　二

〔省　令〕
○電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令（総務四一）　二
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同四二）　三

〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八九）　四
○建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（厚生労働・国土交通・環境一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産七二三～七三〇）　四
○保安林の指定を解除する件（同七三一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三五二～三五四）　六
○水先人に免許を与えた件（同三五五）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一七四～一七六）　六
○道路に関する件（九州地方整備局五八、五九）　八

〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　八

〔人事異動〕
裁判所　八
会社その他　九

〔皇室事項〕　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分関係　九

本号で公布された法令のあらまし

◇旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第一二号）（こども家庭庁）

1　一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限を五年延長し、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日（平成三一年四月二四日）から起算して一〇年を経過する日までとすることとした。（第五条第三項関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（総務省）

1　電気通信事業法（昭和五九年法律第八六号）第一七四条第一項の規定に基づき、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の試験手数料について、実費を勘案した額に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年八月一日から施行することとした。

法　律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十二号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「五年」を「十年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

政　令

内閣総理大臣　岸田　文雄

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十四号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「一八、七〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改め、同表の三の項の下欄を次のように改める。

一四、六〇〇円を超えない範囲内において、交付を受けようとする工事担任者資格者証の種類に応じ、実費を勘案して総務省令で定める額	

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○総務省令第四十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月五日　　総務大臣　松本　剛明

電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第一条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験を免除する場合の手数料） **第十六条の二**　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の二の項の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては一四、七〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては二九、〇〇〇円とする。	（試験を免除する場合の手数料） **第十六条の二**　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては九、五〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては一八、七〇〇円から試験を免除する試験科目の数に七〇〇円を乗じて得た額を減じた額とする。

（工事担任者規則の一部改正）

第二条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（手数料） **第十四条の二**　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の三の項の総務省令で定める額は、次に掲げる資格	（試験を免除する場合の手数料） **第十四条の二**　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について

改正後	改正前
者証の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 イ　第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)　試験科目の全部について試験を免除する場合　九、四〇〇円 (2)　(1)に該当しない場合　一四、六〇〇円 ロ　第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)　試験科目の全部について試験を免除する場合　六、三〇〇円 (2)　(1)に該当しない場合　九、八〇〇円	者証の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 イ　第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)　試験科目の全部について試験を免除する場合　九、四〇〇円 (2)　(1)に該当しない場合　一四、六〇〇円 ロ　第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1)　試験科目の全部について試験を免除する場合　六、三〇〇円 (2)　(1)に該当しない場合　九、八〇〇円
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十四号）の施行の日（令和六年八月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に受験の申請の受付が開始された電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

○総務省令第四十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月五日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和四年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （利用者保護に関する規定の適用に関する特例） 2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に締結されている電気通信役務（法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供に関する契約（契約期間の定めがない契約を除く。）及び当該契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの又は利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないものに限る。）又は更新（当該変更を内容とする契約の更新を含み、令和七年六月三十日までに行われたものに限る。）を内容とする契約については、当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。 3　前項の規定については、令和十年六月三十日限り、その効力を失う。 4　第二項の規定は、届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、同項中「第二十二条の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十条第五項において準用する同令第二十二条の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	**附　則** （利用者保護に関する規定の適用に関する特例） 2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に締結されている電気通信役務（法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供に関する契約及び当該契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの又は利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないものに限る。）又は更新（当該変更を内容とする契約の更新を含む。）を内容とする契約については、当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。 ［新設］ 3　前項の規定は、届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十条第五項において準用する同令第二十二条の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。